

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年3月30日
【事業年度】	第6期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
【会社名】	株式会社スタメン
【英訳名】	Stamen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員CEO 加藤 厚史
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
【電話番号】	052-990-2405
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員COO 大西 泰平
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区下広井町一丁目14-8
【電話番号】	052-990-2405
【事務連絡者氏名】	取締役副社長執行役員COO 大西 泰平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	6,592	113,019	396,451	620,719	913,801
経常利益又は経常損失( ) (千円)	82,477	143,508	36,664	7,217	32,851
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	83,018	144,662	36,855	4,212	36,802
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	202,500	202,500	202,500	607,300	608,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	6,225	6,225	6,225	8,425,000	8,432,000
A種優先株式	1,200	1,200	1,200	-	-
純資産額 (千円)	253,199	108,537	71,682	885,494	927,557
総資産額 (千円)	317,782	253,346	354,557	1,403,812	1,360,893
1株当たり純資産額 (円)	1,777.72	17.71	22.67	105.10	109.54
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は当期純損失( ) (円)	11,548.90	19.48	4.96	0.56	4.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	0.54	4.20
自己資本比率 (%)	79.7	42.8	20.2	63.1	67.9
自己資本利益率 (%)	-	-	-	0.9	4.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	3,039.30	187.41
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	60,327	95,062	67,300	91,446
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	23,619	3,641	41,039	674,868
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	972,366	172,287
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	201,441	292,862	1,291,490	535,780
従業員数 (人)	10	36	47	59	69
株主総利回り (%)	-	-	-	-	48.1
(比較指標：東証マザーズ) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(83.0)
最高株価 (円)	-	-	-	2,243	1,732
最低株価 (円)	-	-	-	1,349	706

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第2期、第3期、第4期については潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は、2020年12月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から第5期の期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
7. 第2期から第4期までの自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
8. 第2期から第4期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。
9. 第2期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については、記載しておりません。
10. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
11. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第4期の期首から適用しており、第3期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。
12. 第3期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
なお、第2期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人による監査を受けておりません。
13. 当社は、2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。なお、当社は2020年9月30日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
15. 第2期から第5期までの株主総利回り及び比較指標については、2020年12月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
16. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年12月15日をもって同取引所に株式を上場したため、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

年月	概要
2016年1月	名古屋市東区泉に株式会社スタメン設立
2016年8月	創業事業「TUNAG」の開発を開始
2017年1月	東京支社を品川区西五反田に設立
2017年1月	「TUNAG」ベータ版をリリースし提供開始
2017年3月	第三者割当増資により、総額285,000千円を資金調達（2017年2月及び同年3月の総額）
2017年4月	エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」を正式リリース
2017年11月	本社を名古屋市中村区井深町に移転
2018年5月	大阪支社を大阪市北区梅田に設立
2018年9月	東京支社を品川区西五反田に移転
2019年11月	「TUNAG」グローバル版の提供開始
2020年5月	オンラインサロンプラットフォーム「FANTS」の提供開始
2020年12月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2021年4月	関東拠点を、品川区西五反田の東京支社から鎌倉市御成町の鎌倉支社に移転。
2021年10月	100%子会社・株式会社STAGE（現非連結子会社）設立
2022年3月	本社を名古屋市中村区下広井町に移転

### 3【事業の内容】

#### (1) 事業の概要

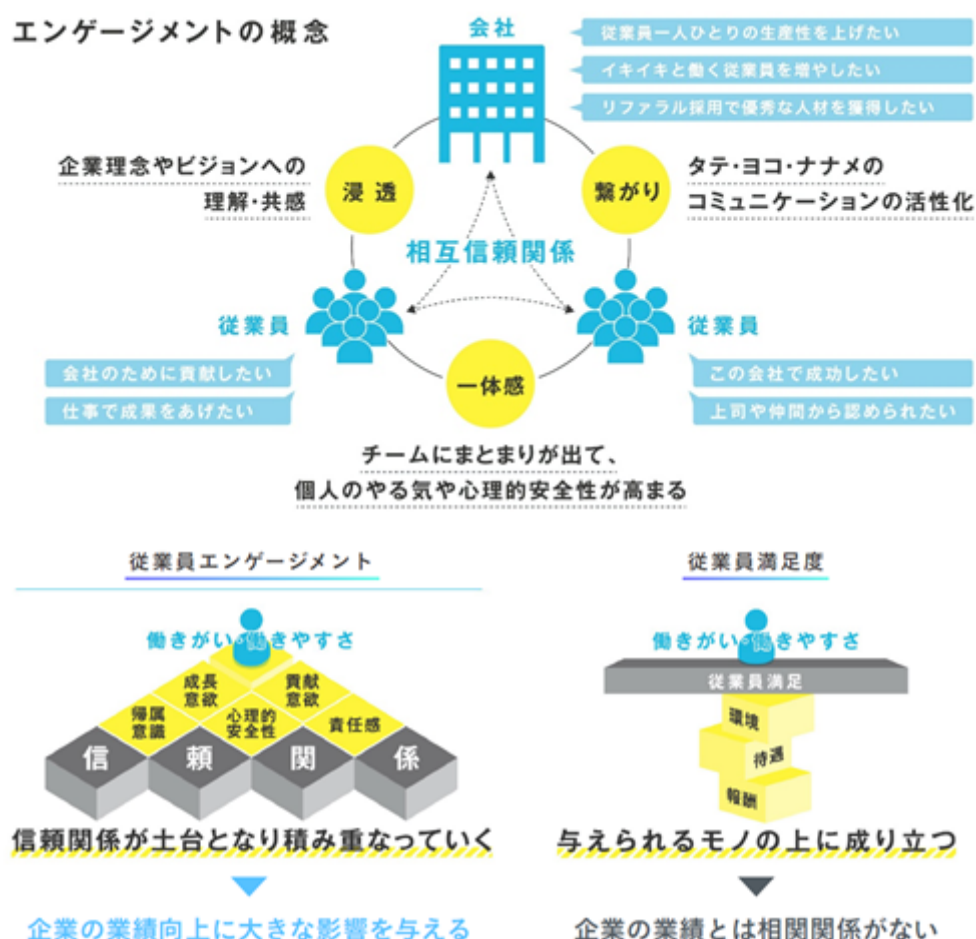
当社は「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、ITとリアルの融合を事業領域としており、現在はエンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」及びオンラインサロンプラットフォーム「FANTS」というSaaS（Software as a Service）（注1）モデルのサービスを提供しております。なお、当社のセグメントはエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (2) 当社サービスについて

##### 従業員エンゲージメント事業（TUNAG）

エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」は企業のエンゲージメント向上を通じて、企業活動を支援するプラットフォームサービスです。エンゲージメントとは「会社と従業員」のタテの相互信頼関係、及び「従業員同士」のヨコの相互信頼関係が確立されている状況と定義づけており、待遇や環境など与えられるモノの上に成り立つ従業員満足度とは異なる概念であります。信頼関係を土台とするエンゲージメントについては、業績指標や離職率との相関関係が報告されておりますが（注2）、米ギャラップ社が世界各国の企業を対象に実施した従業員のエンゲージメント調査（State of the Global Workplace:Gallup,2017）によると、我が国のエンゲージメントスコアは140カ国中135位という結果となっております。

同社が職場アンケートに基づき、エンゲージメントの高い社員の割合を算出したもの



エンゲージメントの向上、組織改善を行なっていくためには、現状の課題を明らかにした上で、それに対して適切な施策を設計し、さらに設計した施策を継続的に実施していくという3つのステップが必要となります。「TUNAG」は、それぞれのステップに対して「エンゲージメントサーベイ」「組織改善コンサルティング」「社内制度運用クラウド」というソリューションを提供できるエンゲージメント向上へのワンストップサービスとなっております。



(Step. 1) エンゲージメントサーベイ

組織の現状を可視化するために、組織のエンゲージメントを診断するアンケートをクラウドツールで提供しております。診断するアンケートはスマートフォンやパソコンから短時間で回答することが可能であり、診断レポートがクラウドツールから自動生成され、その結果から課題を数値化する事で、(Step. 2)の施策の企画・設計における優先度や狙いを明確化することができます。回答結果は部署毎、役職毎など、様々なセグメント分類が可能であるほか、定期的なサーベイの実施により、回答結果の推移を比較することも可能となります。

(Step. 2) 組織改善コンサルタント

エンゲージメントを向上するためには、「会社理解・共感」「上司や仲間との関係」「承認欲求」など様々な要素に対してアプローチしていくことが必要になります。「TUNAG」ではそのアプローチを「社内制度(注3)」として具現化し、専任コンサルタントが「TUNAG」上で運用が自走化するまで支援します。当社のコンサルタントは数十社の企業に対して組織改善施策を企画、設計した経験に加えて、全社で蓄積された300社を超える企業の制度設計・運用に関するノウハウを元に、組織課題に合わせた社内制度の企画・設計・提案を行います。

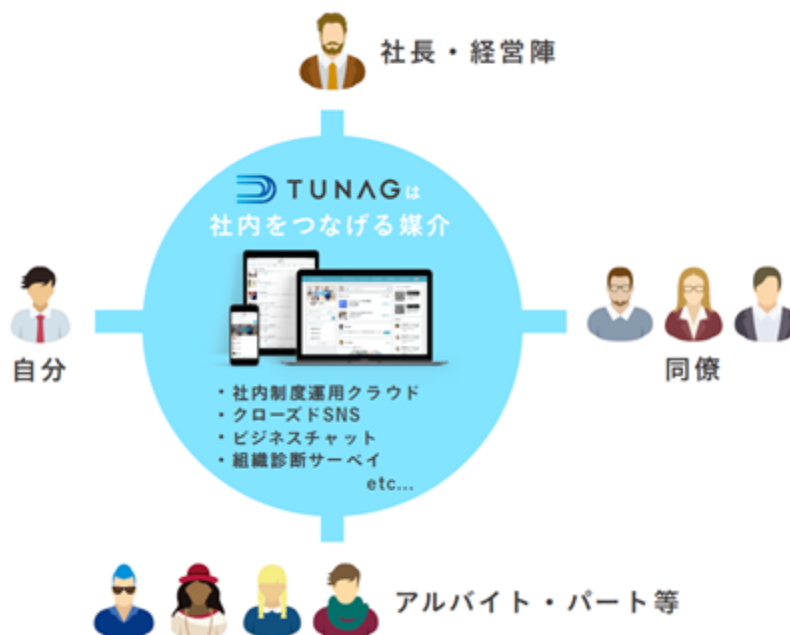
(Step. 3) 社内制度運用クラウド

社内改善施策の課題として、設計された社内制度が現場に浸透せず、運用施策の自走フェーズに至る前に形骸化してしまうことが挙げられます。「TUNAG」では、そういった事態を防止する仕組みを組み込んだクラウドツールを提供しております。なお、当社のサービスは、アマゾンウェブサービス(AWS)のクラウド上に構築しております。

「TUNAG」のクラウドツール上では、社内制度が一元的に見える化されており、従業員が利用しやすい環境を提供しております。社内制度が利用されたときには、利用した場所、一緒に参加した従業員、写真などの内容がタイムラインに投稿として自動で共有され、それを見た他の社員との新たなコミュニケーションを発生させるとともに、さらなる社内制度の利用を促します。こうして投稿が蓄積されていくことで、次第に、社内文化の構築、浸透が進んでいきます。また、組織単位の運用状況については、人事担当者が直感的に把握することのできる分析ダッシュボードを提供しており、分析ダッシュボードでは施策の活用度合いや各種ランキング、部署役職ごとのセグメント分析などが可能となっています。



以上の3つのステップを通じて、社内の様々なステークホルダーが、「TUNAG」を媒介として有機的につながり、組織のエンゲージメント向上につなげていきます。



#### コミュニティエンゲージメント事業（FANTS）

オンラインサロンプラットフォーム「FANTS」は「TUNAG」が保有する組織運営・組織活性化に有用な多数の機能をコミュニティ向けに拡張・再構築し、2020年5月より提供を開始いたしました。

入退会・課金・投稿管理等、オンラインサロンの開設に必要な機能をワンストップで提供するプラットフォームサービスとなっており、プロスポーツチーム、レジャー施設、YouTuber、スクールや習い事など、幅広いカテゴリーのコミュニティにおいて、エンゲージメント構築を支援しております。

# FANTS

オンラインでも、  
エンゲージメントの高い  
コミュニティを創る。



## コミュニティ運営に必要な機能を、 ワンストップで提供するプラットフォームサービス

TUNAGが保有する組織運営・組織活性化に有用な多数の機能を  
オンラインサロン向けに拡張・再構築し、決済システムまでカバーした新事業。





(3) 当社のビジネスモデル

「TUNAG」及び「FANTS」はともにクラウド上で提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領するサブスクリプションモデルを採用しており、アカウント数に応じた料金体系となっております。月額利用料をストック収益として積み上げていくことで、継続的な顧客接点にもとづくサービスの向上と安定収益基盤の拡大を目指しております。

「TUNAG」につきましては、政府主導で“働き方改革”が推進されている国内において、“エンゲージメント経営支援”という独自の切り口を提案すること、また「組織課題の解決」という企業経営の根幹を事業領域としていくことにより、「TUNAG」はサービス提供開始以降、業種・業態を問わず利用企業数を拡大しております。また、継続ライセンスの蓄積により、売上高ストック比率（「TUNAG」の売上高に占める、利用料やオプション等の月額収益の割合）についても高水準を維持しております。

「FANTS」につきましても、サブスクリプションサービスや国内ソーシャルメディアマーケティングが高い成長性を示している中、オンラインコミュニティ市場の拡大と共に利用サロン数を拡大しております。事業開始より期間が短いことから、売上高ストック比率については、変動が大きい状況にありますが、新規サロンの獲得と既存サロンの収益拡大を両輪で推進することで、ストック収益が積み上がり、収益の安定化が進むモデルとなっております。

(利用企業数及び売上高ストック比率の推移)

		2019年				2020年				2021年			
		1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q	1 Q	2 Q	3 Q	4 Q
TUNAG	利用企業数 (社)	155	198	226	249	279	293	310	323	349	376	394	422
	売上高ストック 比率(%)	83.6	75.9	80.3	87.1	89.0	89.2	90.5	90.4	90.0	89.8	91.9	92.6
FANTS	利用サロン数 (サロン)	-	-	-	-	-	-	5	15	29	43	94	138
	売上高ストック 比率(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	52.8	57.2	57.8	53.3

(注) 利用企業数及び利用サロン数は各四半期末時点の数となります。また、売上高ストック比率は各四半期会計期間における売上高の合計より算出しております。また、「FANTS」はサービス開始が2020年5月であり、利用サロン数は2020年第3四半期、売上高ストック比率は2021年第1四半期以降の記載をしております。

新規顧客獲得についても、「TUNAG」及び「FANTS」は共通しており、Web広告、イベント出展、架電などの自社の営業活動によるものとパートナー(注4)からの顧客紹介によるものがあります。現時点の契約の大半は自社活動によるものであり、マーケティング活動の強化や導入実績の蓄積により、問い合わせ件数の増加につながっております。パートナーからの顧客紹介については、成約となった場合、月額利用料等の一部を販売手数料として継続的に支払い、更なる顧客紹介につながっております。

(注1) SaaSとは、ソフトウェアをインターネット等のネットワーク経由で、利用者がサービスとして利用する状況を指します。

(注2) エンゲージメントに関する代表的な調査として、以下の2つがあげられます。なお、「エンゲージメント」に関する統一的な定義はないため、「エンゲージメント」「従業員エンゲージメント」など若干表現に差異があります。

アメリカの経営・人事管理コンサルティング会社であるCEB社(Corporate Executive Board)の2004年のレポート「Driving Performance and Retention Through Employee Engagement」によると、従業員エンゲージメントの高い従業員の12ヶ月以内の離職可能性率は1.2%にとどまり、従業員エンゲージメントの低い従業員の離職率は9.2%と高くなっています。

アメリカのコンサルティングファームである2012年のウイリス・タワーズワトソン社の調査

『2012Global Workforce Study』によると、エンゲージメントの低い企業群、エンゲージメントが高い企業群の1年後の業績指標に3倍もの差が見られることが明らかになっています。

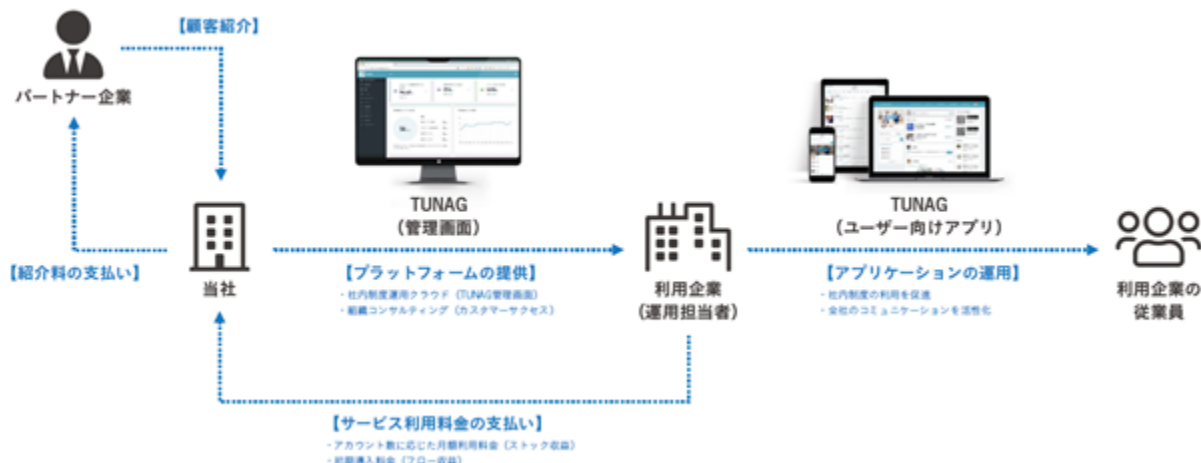
(注3) 社内制度とは、社内で期待する行動やコミュニケーションを形にしたものの総称であり、感謝の気持ちを送りあう「サンクスメッセージ」や、自らの業務情報を共有する「日報」など、福利厚生に類するものから業務関連のものまで幅広く含み、現在でも多くの企業で実施・運用されています。

(注4) 「TUNAG」においては業界特化型コンサル企業、採用サービスの営業代理店、ビジネスマッチングを手がける金融機関等、「FANTS」においては芸能事務所や業界関係者等とパートナーシップや事業連携に関する契約を締結しております。

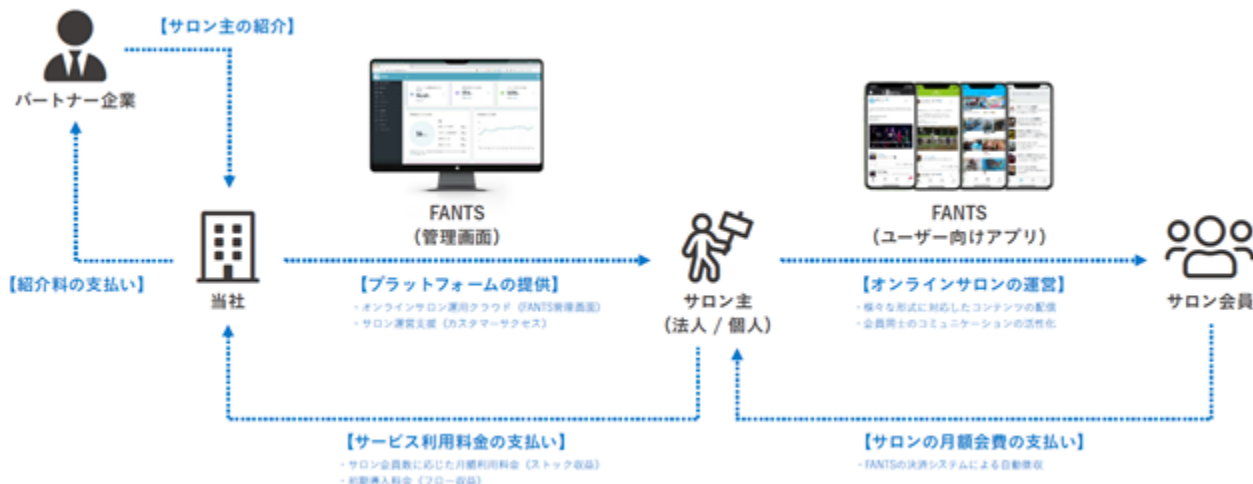


〔事業系統図〕

エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」



オンラインサロンプラットフォーム「FANTS」



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
69	30.1	1.5	5,066

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
 2. 臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。  
 3. 平均年間給与は、基準外賃金等を含んでおります。  
 4. 当社の事業は、エンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、その達成を保証するものではありません。

#### (1) 経営の基本方針

当社は経営理念として「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」を掲げており、世の中に良い影響力を与えるサービスを、「期待を超える＝感動」のエッセンスに徹底してこだわり、提供していくことを企業のミッションとしております。

#### (2) 目標とする経営指標等

持続的な成長を目指していくため、主な経営指標として売上高、営業利益を特に重視しております。また、エンゲージメントプラットフォーム事業はBtoB・SaaS・サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、KPI (Key Performance Indicators) として、利用企業数・運用サロン数、利用企業・運用サロンの平均月額収益、売上高ストック比率等を重要指標として運営を行っております。

#### (3) 経営環境及び経営戦略

経営環境につきまして、当社がエンゲージメントプラットフォーム事業として提供している「TUNAG」及び「FANTS」とともに、成長性の高い市場を領域に属していると認識しております。

「TUNAG」につきましては、我が国の人手不足が経営危機を招く環境を背景に、エンゲージメントに対する注目が徐々に高まりつつあると当社は考えております。生産年齢人口の減少が続き、人材定着や離職改善への意識は今後一層高まっていくことが予想され、最近のHR Tech 1の展示会でエンゲージメントにフォーカスしたサービスが取り扱われ、また、エンゲージメント関連の書籍の出版も増えております。

「FANTS」につきましても、コロナ禍でおうち時間の活用に注目が集まり、オンラインサロン市場が拡大しております。サロンの開設者としても著名人からSNS上でフォロワーが多い一般人等に広がり、利用者としても若年層・ネットユーザーを中心に認知度を高めております。

また、「TUNAG」が属する国内のSaaSモデルサービス市場は、2018年度に4,000億円を超え、2023年度には8,174億円へと拡大すると予測されており<sup>2</sup>、「FANTS」が属するサブスクリプション・サービス市場は、2018年度に5,000億円を超え、2023年度には8,623億円へと拡大すると予測されております<sup>3</sup>。

1 人事・人材領域におけるテクノロジーを活用したサービスの総称。

2 富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2019年版」による。

3 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「サブスクリプション・サービスの動向整理(2019)」による。

その中で、当社の経営戦略としては、「TUNAG」と「FANTS」2つのエンゲージメント事業で、企業向け、コミュニティ向けの成長性の高い異なる市場を開拓することで、安定的かつ強固な収益基盤を構築しつつ、海外展開や第3の事業創出への再投資を行ってまいります。具体的な戦略は以下のとおりです。

#### 国内市場における顧客基盤の拡大

国内市場においては、引き続き、潜在的な顧客層に対するアプローチを継続し、「TUNAG」、「FANTS」の利用企業数・運用サロン数の拡大と受注単価の向上を進めてまいります。

「TUNAG」においては、国内の総企業数における「TUNAG」の利用企業数は1%未満であり、販売パートナーの開拓や導入実績を活用した広告プロモーションの強化などにより利用企業数を拡大してまいります。受注単価については、部署利用企業の全社展開推進、アルバイト/パートまで含めた全社展開推進といった利用者を拡大するアップセルや、チャット/リワードなどの拡張機能を提供するクロスセルにより、受注単価の向上を図ります。

社内制度の利用促進のために、社内制度ごとにポイントを設定し、利用者に対して付与できる機能。

「FANTS」においても、広告プロモーションの強化やパートナーの開拓により、運用サロン数を拡大し、認知度向上と運用サロンの成功実績の蓄積により、さらなる運用サロン数の拡大につなげてまいります。

#### 更なるノウハウの活用

国内におけるエンゲージメント経営及びコミュニティ支援のノウハウをもとに、海外における販売活動や、「TUNAG」及び「FANTS」に蓄積されたビッグデータを活用した新規事業の創出などについて、再投資を行ってまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

人材の確保と組織力の強化

当社の持続的な事業継続には、事業拡大に対応できる人材の採用を継続し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。当社の経営理念や行動指針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を行っていくとともに、社内のエンゲージメントを高め、社員が早期に活躍できるよう社内施策の整備や環境構築に努めてまいります。

新規契約獲得力の強化

当社は、TUNAG・FANTSそれぞれのサービスにおいて、テレマーケティングやダイレクトメールなどの「アウトバウンド活動」と、パートナー開拓や広告プロモーションなどによる「インバウンド活動」を組み合わせながら、営業活動を行っています。今後も、営業人員の増員や教育体制の整備を行いながら、TUNAGにおける金融機関やFANTSにおける芸能事務所など、それぞれのサービス特性に合わせたパートナーの開拓や広告プロモーションの強化を行いながら、マーケットシェアの拡大を図ります。

継続率の確保

導入顧客における効果最大化のため、サービス利用を支援するカスタマーサクセス部門の新規採用や教育体制の整備を行うことで、高い継続率の維持に取り組みます。加えて、顧客企業における効果の最大化のみならず、顧客間のネットワークを形成することにより、外部への広告・宣伝効果を創出し、新規顧客の開拓の効率化を図ります。

技術革新への対応

インターネット業界においては常に技術革新が起こっており、顧客ニーズに対応する技術をいち早く取り込むことが競争優位性を維持していく要因となります。当社は、顧客ニーズに対応すべく、外部サービスとの連携を含め、新たな技術を吟味しながら、サービス機能の拡充に努めてまいります。

情報管理体制

当社は、顧客及びその従業員に関する個人情報も多く預かっており、その情報管理を強化していくことが重要な課題であると認識しております。現在も情報管理については細心の注意を払っておりますが、子会社を含めたセキュリティの確保や社内体制の整備を継続してまいります。

新規事業による収益基盤の強化

当社のエンゲージメントプラットフォーム事業は、国内の「働き方改革」や「DX」への注目を背景に、サービスを拡大しており、今後もこの傾向は続くものと考えております。今後の技術革新や急速な景気変動に対して、当該事業内においても企業を中心とするTUNAGとコミュニティを中心とするFANTSで補完関係を形成しておりますが、海外展開や新規事業の創出など新たな事業展開により更なる収益基盤の強化を行ってまいります。

利益の定常的な創出

当社の収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルですが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があります。一方で、事業拡大に伴う人件費、採用費、広告宣伝費等の費用については、顧客基盤の拡大に伴い売上高に占める比率を低減させていくことが可能となるため、今後の新規顧客獲得活動や継続率の確保により、収益性の向上に努め、利益を定常的に創出できる体制を目指す方針であります。なお、2019年12月期、2020年12月期及び2021年12月期における四半期ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

(2019年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)	事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)
売上高	65,762	96,054	111,600	123,033	396,451
営業利益又は営業 損失( )	23,086	17,676	5,431	1,094	36,426

(注) 2019年12月期の四半期会計期間の数値については、監査法人による四半期レビューを受けておりません。

(2020年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	138,835	147,035	158,163	176,684	620,719
営業利益又は営業 損失( )	3,642	17,982	2,923	9,986	21,402

(注) 2020年12月期の四半期会計期間の数値については、監査法人による四半期レビューを受けておりません。

(2021年12月期)

(単位：千円)

	第1四半期会計期間 (自 2021年1月1日 至 2021年3月31日)	第2四半期会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	第3四半期会計期間 (自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)	第4四半期会計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	196,201	219,832	233,732	264,034	913,801
営業利益	717	4,956	11,719	16,232	33,626

#### 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に深刻化し、企業活動に影響を与える中、当社はウェビナーやWeb商談などオンライン体制の構築により、増収を継続することができました。今後も感染症や自然災害等の有事の際にも販売活動及びサービス提供を継続できるよう体制の整備や、新規事業による収益源の多様化を進めてまいります。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### (1) 事業環境に関するリスク

#### 経営環境の変化について

当社のエンゲージメントプラットフォーム事業は企業を主要顧客としており、働き方改革やDXなどのITに関する投資マインドの向上により、顧客企業を増やしてまいりましたが、顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、新規契約数の減少をはじめ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 技術革新について

当社が事業展開しているインターネット関連市場は、技術革新や新サービスの登場が頻繁に生じる業界であります。当社においても、最新の技術動向について、勉強会やセミナーなど外部有識者からの情報収集を行いつつ、新たな技術分野に明るい人材の採用や社内における教育体制の整備に努めております。しかしながら、当社が技術革新の変化に適時に対応できない場合、または、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合について

当社がエンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」を提供する人事領域において、クラウドサービスを提供する競合企業が大手・中小問わず増え続けております。その中において、「TUNAG」は、「組織課題の解決」をソリューションとしており、育成、人事、労務管理、採用といった顧客側で導入されている人事領域のサービスとは直接競合せず、かつ連携する形で導入を推進することができると当社は考えております。

例えば、他社の組織診断結果を元にした社内制度の導入、趣味嗜好等も盛り込んだ人材データベースの構築、日報・勤怠報告の運用、リファラル採用等の協力を発信等

また、導入企業の増加による運営ノウハウの蓄積も、競合サービスに対する優位性の確保に寄与するものと考えております。しかしながら、他社による類似サービス提供による価格競争の激化や予期しないサービスの登場などにより、当社の新規契約数や既存顧客の解約数が増加する可能性など当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 感染症や自然災害について

当社のエンゲージメントプラットフォーム事業は、企業の従業員やコミュニティの会員が利用するサービスになるため、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の拡大や自然災害により、顧客及び当社従業員における勤務状況の変化や顧客企業・団体の経営状況の悪化により、新規導入の延期や中止などに及ぶ可能性があります。また、展示会の中止や顧客への訪問制限など、営業活動に影響を及ぼす可能性があります。当事業がストック型の収益モデルであることに加え、有事の際にもサービスの提供や営業活動が行うことのできる体制整備、新規事業による収益源の多様化により、リスクの低減をすすめておりますが、想定を超える災害が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 事業内容及び当社サービスに関するリスク

#### 解約について

当社サービスの利用企業に対するサブスクリプション型の売上に付きまして増加傾向を続けておりますが、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び事業計画においても一定の解約数を織り込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定の製品への依存について

当社の売上高の大部分が、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」により構成されております。サブスクリプションアプリ「FANTS」を2020年5月に提供を開始するなど、「TUNAG」に依存しない収益基盤の構築を進めてまいりますが、上記(1)のとおり環境変化や技術革新、競合企業の新規参入などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムトラブルについて

当社が顧客に提供しているアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを經由して行われ、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー環境の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する備えをしております。しかしながら、大規模なプログラム不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何らかの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用の失墜等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 重大な不具合について

当社の提供するソフトウェアはアップデートを継続的に実施しており、厳しい品質チェックを行った上で顧客への提供を行っておりますが、提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報管理体制について

当社では、業務に付随して顧客企業に関する個人情報を含む多数の情報資産を取り扱うため、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施しております。また、個人情報に関しては、プライバシーマークを取得し、個人情報の保護に関するマネジメントシステムを整備・運営しており、その他の情報資産についてもその運用を準用する等、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 海外展開について

当社はこれまで国内を中心に事業展開をまいりましたが、海外における事業展開も検討しており、グローバル版として、言語対応等のシステム開発を行ってまいりました。海外への事業展開については、進出する国の政治・経済・法規制などの様々なリスクについて、最小限となるよう十分な検討と対策を講じた上で進めていく方針ですが、予測困難なリスクが発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 新規事業について

当社はこれまで主として人事領域に事業展開をまいりましたが、事業規模の拡大と収益源の多様化に向けて人事以外の領域において新規事業を行っていく方針であります。ただし、新規事業につきましても、予め成長性やリスクを十分に調査・検討し実行してまいりますが、安定収益を創出するには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、新規事業が想定していた成果を上げることができなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 組織体制に関するリスク

#### 社歴が浅いことについて

当社は2016年1月に設立された社歴の浅い会社であるため、期間業績比較を行うために十分な期間の財務情報を得られず、過年度の業績のみでは今後の業績を判断する情報として不十分な可能性があります。

#### 人材の確保や育成

当社が今後事業を拡大していくためには、人材の確保、育成が重要であると認識しております。しかしながら、当社が求める優秀な人材の採用が滞る、社内の人材の流出が進むといった場合には、新規顧客の営業活動の減少や既存顧客へのサービス水準の低下などにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 特定人物への依存について

当社の創業者であり、代表取締役社長執行役員CEOである加藤厚史は、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。現在、当社では同氏に過度に依存しない経営体制の整備や、経営幹部の育成等に努めておりますが、何らかの理由により同氏による当社業務の遂行が困難となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



#### 内部管理体制の構築について

当社は、健全な成長を続けるためには、コーポレートガバナンスと内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。コーポレートガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っておりますが、事業の拡大ベースに応じた人員増強や育成、体制の構築に遅れが生じた場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 法的規制及び知的財産権等に関するリスク

##### 知的財産権について

当社は、提供するサービスの名称につき商標登録を行っており、将来実施していくサービスについても同様に商標登録を行っていく方針であります。また、他社の知的財産権につきましても、侵害のないよう顧問弁護士等と連携し対応を講じております。しかしながら、当社の知的財産権の侵害や当社の他社知的財産権の侵害を把握しきれずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社の事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 個人情報保護について

当社は、提供するサービスに関連して個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、アクセスできる社員を限定するとともに、「個人情報保護規程」等を制定し、全従業員を対象として社内教育を徹底する等、同法及び関連法令並びに当社に適用される関連ガイドラインを遵守しております。

また、当社はプライバシーマークを取得しており、個人情報の保護に関するマネジメントシステムを整備・運営しておりますが、何らかの理由により当社が保有する個人情報等に漏洩、改ざん、不正使用等が発生した場合、当社の社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### その他訴訟等について

当社は本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はありませんが、事業活動の遂行過程において、取引先及び従業員等により提起される訴訟その他の法的手続の当事者となるリスクを有しております。これらの手続は結果の予測が困難であり、事業活動に影響を及ぼす可能性があります。さらに、これらの手続において当社の責任を問うような判断がなされた場合には、社会的信用の毀損や多額の費用の発生により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社がプラットフォーム事業を行う中で、サービス利用者による法令や公序良俗に反するコンテンツの設置等の不適切な行為が行われる場合、問題となる行為を行った当事者だけでなく、取引の場を提供する者として責任追及がなされる可能性があります。

#### (5) その他

##### 新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社では、当社の役員及び従業員等に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は5.51%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

##### 過年度の経営成績及び税務上の繰越欠損金について

当社は、第1期から第4期において、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、2021年12月31日時点において税務上の繰越欠損金が236百万円存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であり、将来の税額を減額することができますが、今後の税制改正の内容によっては、納税負担額を軽減できない可能性もあります。また、繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税等が発生し、当社の経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

##### 継続的な投資と赤字計上について

当社は、継続的な成長のため、認知度の拡大と利用社数の増加及び優秀な人材獲得に努めてまいりました。近年、これらの取り組みを積極的に進めていることや、当社のビジネスモデル上、継続的に当社サービスを利用する顧客を増加させることで収益を積み上げ、投資回収を図る形態のため、第4期までの経営成績は営業損失となっております。四半期会計期間においては、2019年第3四半期以降は大型展示会等の広告宣伝費における特別な支出がなければ四半期営業利益を計上できる水準を維持しておりますが、今後も引き続き、認知度の

拡大に資する活動及び優秀な人材獲得の活動を実施していく中で、想定どおりに効果が得られない場合には、当社の経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、2020年12月期における広告宣伝費は94,584千円、人件費は352,204千円、営業利益は21,402千円であり、2021年12月期における広告宣伝費は168,577千円、人件費は495,837千円、営業利益は33,626千円であります。

#### 大株主について

当社の代表取締役社長執行役員CEOである加藤厚史は、当社の大株主であり、自身の資産管理会社である株式会社スターフロンツの所有株式数を含めると本書提出日現在で発行済株式総数の47.73%を所有しております。

同氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である同氏の株式の多くが減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社の事業はエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### 財政状態の状況

###### a. 資産

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて42,918千円減少し、1,360,893千円となりました。これは主に、売掛金が26,983千円増加したものの、長期借入金の返済等に伴い現金及び預金が105,709千円減少したことによるものです。

###### b. 負債

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べて84,981千円減少し、433,335千円となりました。これは主に、前受金が48,063千円増加したものの、長期借入金が130,964千円減少したことによるものです。

###### c. 純資産

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて42,063千円増加し、927,557千円となりました。これは、主に当期純利益を36,802千円計上したことによるものです。

##### 経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動が大きく制限されました。2021年において、国内でワクチン接種が促進されてきたことに伴い、沈静化に向けて前進しつつあるものの、新たなオミクロン株の感染者増加により、経済活動ははまだ先行き不透明な状況が続いております。

他方、当社が属するHR Techサービス領域については、従来からの「働き方改革」の推進に加えて、ニューノーマル（新常态）におけるテレワーク・在宅勤務への関心の高まりや、政府による電子化推進などを背景に、引き続き高い注目を集めております。

こうしたマクロ経済動向のなか、当社は「一人でも多くの人に、感動を届け、幸せを広める。」という経営理念のもと、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG（ツナグ）」の事業拡大を進めてまいりました。コロナ禍による企業活動の停滞や新規投資マインドの減退の影響がありましたが、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチに注力しております。加えて、利用企業向けのオンラインイベントの開催など、利用企業の支援（カスタマーサクセス）の強化にも取り組んでおります。それにより、エンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」は堅調に成長を続け、2021年12月末時点で利用企業数は422社（前年同期比99社増）となりました。

また、当社では、「TUNAG」が保有する組織運営・組織活性化に有用な多数の機能をオンラインサロン向けに拡張・再構築し、2020年5月よりサブスクファンサロンアプリ「FANTS」の提供を開始しており、2021年12月末時点で利用サロン数は138サロン（前年同期比123サロン増）となりました。

なお、当社はエンゲージメント経営を人材採用の視点から支援する新しい人材紹介事業の運営を行うため、100%子会社である「株式会社STAGE」を設立いたしました。当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

以上の結果、当事業年度の経営成績は売上高913,801千円（前年同期比47.2%増）、営業利益33,626千円（前年同期比57.1%増）、経常利益32,851千円（前年同期比355.2%増）、当期純利益36,802千円（前年同期比773.6%増）となりました。

なお、当社の事業セグメントはエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

##### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前事業年度末に比べ755,709千円減少し、535,780千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は91,446千円（前年同期は67,300千円の獲得）となりました。これは主に、前受金48,063千円の増加、税引前当期純利益32,851千円の計上によるものであります。

###### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は674,868千円(前年同期は41,039千円の使用)となりました。これは主に、定期預金の預入による支出650,000千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は172,287千円(前年同期は972,366千円の獲得)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出163,652千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

該当事項はありません。

b. 受注実績

該当事項はありません。

c. 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
金額(千円)	前年同期比(%)
913,801	147.2

(注) 1. 当社はエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性が存在するため、これらの見積りとは異なる場合があります。

財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

## 経営成績の分析

### a. 売上高

当事業年度における売上高は913,801千円（前年同期比47.2%増）となりました。これは主に創業事業であるエンゲージメント経営プラットフォーム「TUNAG」の新規顧客開拓活動を拡大したことによるものであります。

### b. 売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は192,627千円（前年同期比63.1%増）となりました。これは主にプロダクト部門の人員の増加によるものであります。この結果、売上総利益は721,173千円（前年同期比43.4%増）となりました。

### c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当事業年度における販売費及び一般管理費は687,547千円（前年同期比42.8%増）となりました。この結果、営業利益は33,626千円（前年同期比57.1%増）となりました。これは主にWebマーケティングなど広告プロモーションの強化に伴う広告宣伝費の増加によるものであります。

### d. 経常損益

当事業年度において営業外収益が330千円（前年同期比56.8%増）、営業外費用が1,105千円（前年同期比92.3%減）発生しております。営業外費用の増加は、支払利息によるものであります。この結果、経常利益は32,851千円（前年同期比355.2%増）となりました。

### e. 当期純損益

当事業年度において特別損益については、該当事項はありません。法人税等が3,951千円のマイナスとなった結果、当期純利益は36,802千円（前年同期比773.6%増）となりました。

## 財政状態の分析

当事業年度における財政状態の分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご参照ください。

## 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

## 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、人件費、広告宣伝費、地代家賃等の営業費用であり、投資を目的とした資金需要は定期預金の預入等によるものであります。運転資金は自己資金を基本としており、当事業年度末における借入金残高は35,006千円となっております。

## 経営方針、経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標等」に記載の通り、売上高、営業利益、利用企業数・運用サロン数、利用企業・運用サロンの平均月額収益、売上高ストック比率等を重要指標としております。

### (利用企業数・運用サロン数及び利用企業・運用サロンの平均月額収益)

「TUNAG」においては、新規顧客獲得活動および利用企業におけるアップセル等により、利用企業数及び利用企業の平均月額収益とともに四半期ごとに安定的に増加いたしました。

(利用企業数：422社(前年同月比130.7%) 平均月額収益171千円(前年同月比106.4%))

「FANTS」においては、新規顧客活動により運用サロン数は四半期ごとに増加しましたが、会員数の少ない開設初期のサロン比率が高まったことにより、利用企業の平均月額収益は減少しております。

(運用サロン数：138サロン(前年同月比920.0%) 平均月額収益50千円(前年同月比78.2%))

### (売上高ストック比率)

「TUNAG」において、売上高ストック比率は順調に増加し、当事業年度末時点で90%を超過しております。今後もストック比率は高止まりが継続する見込みで、安定的な収益基盤を構築してまいります。

「FANTS」においては、事業開始より期間が短いことから、当事業年度末時点で55.5%とTUNAGと比較すると低くなり、その変動も大きい状況にありますが、新規サロンの獲得と既存サロンの収益拡大を両輪で推進することでストック収益の積み上げを図り、収益の安定化と高成長の両立を目指してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は29,652千円（差入保証金を含む）で、その主な内容は新本社の空調設備工事等、本社移転の準備に係る費用です。当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社のセグメントはエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりです。

2021年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
		建物 (千円)	構築物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア(千円)	差入保証金 (千円)	合計 (千円)	
本社 (愛知県名古屋市中村区)	事務所等	519	0	3,823	81	3,423	7,847	59
鎌倉支社 (神奈川県鎌倉市)	事務所等	4,990	-	442	-	5,390	10,822	8
大阪支社 (大阪府大阪市北区)	事務所等	0	-	60	-	8,320	8,380	2

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 本社オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は7,414千円であります。

鎌倉オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は11,427千円であります。

大阪オフィスは賃借しており、上記オフィスにおける年間支払賃借料は7,534千円であります。

3. 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数については従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 当社のセグメントはエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (愛知県名古屋市)	本社移転 (敷金、内装、 保証金)	129,420	52,037	増資資金 及び自己資金	2022年1月	2022年3月	(注2)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社のセグメントはエンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年3月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,432,000	8,433,000	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,432,000	8,433,000	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2022年1月1日から2022年2月28日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株増加しております。



(2)【新株予約権等の状況】  
【ストックオプション制度の内容】  
第1回新株予約権

決議年月日	2017年5月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8(注)1
新株予約権の数(個)	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2019年6月1日から2027年5月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員3名となっております。

2.株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3.新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「4.新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4.新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

a.新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。

b.新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。

c.新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。

d.新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。

e.会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

f.会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

g.会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5.当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらず、か

つ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場  
合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）  
の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予  
約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株  
式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a . 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定され  
る数とする。
  - b . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d . 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付  
する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e . 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれ  
か遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f . 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g . 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h . 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i . 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
- 6 . 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を  
行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使  
時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調  
整されております。

## 第2回新株予約権

決議年月日	2018年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2、当社従業員 12(注)1
新株予約権の数(個)	163
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 163,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2020年3月27日から2028年3月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役3名及び従業員7名となっております。
2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{無償割当の比率}$$
上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。  
行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。  
上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。  
合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。  
前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。  
各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。  
本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。  
「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
4. 新株予約権の取得条項  
次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。  
b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。  
c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。  
d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。  
e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
5. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の

新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a . 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d . 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注) 2 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e . 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第 1 項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f . 交付する新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
  - g . 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h . 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i . 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
- 6 . 2020年 9 月14日開催の取締役会決議により、2020年 9 月30日付で普通株式 1 株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

決議年月日	2018年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 5(注)1
新株予約権の数(個)	45
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 45,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2020年8月6日から2028年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の取締役への就任により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び従業員3名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の

新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注)2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2018年12月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 8(注)1
新株予約権の数(個)	55
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 55,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2020年8月6日から2028年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 付与対象者の取締役への就任により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び従業員6名となっております。

2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

4. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

5. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の

新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a . 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d . 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注) 2 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e . 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第 1 項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f . 交付する新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
  - g . 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h . 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i . 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
- 6 . 2020年 9 月14日開催の取締役会決議により、2020年 9 月30日付で普通株式 1 株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



第5回新株予約権

決議年月日	2019年4月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 32(注)1
新株予約権の数(個)	41[40]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 41,000[40,000](注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2021年3月25日から2029年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 付与対象者の権利行使、取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び従業員21名となっております。
2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。  
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率  
上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。  
行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。  
合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。  
前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。  
各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。  
本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。  
「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
4. 新株予約権の取得条項  
次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。  
b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。  
c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。  
d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。  
e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
5. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合

につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）2に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
  - g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
6. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 15(注)1
新株予約権の数(個)	48
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 48,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2021年3月25日から2029年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 付与対象者の取締役への就任及び退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社取締役2名及び従業員11名となっております。
2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{無償割当の比率}$$
 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。  
 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。  
 上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。  
 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。  
 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。  
 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。  
 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
4. 新株予約権の取得条項  
 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
 a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。  
 b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。  
 c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。  
 d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。  
 e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
 f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
 g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
5. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の

新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a . 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d . 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注) 2 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e . 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第 1 項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。 f . 交付する新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
  - g . 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h . 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i . 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
- 6 . 2020年 9 月14日開催の取締役会決議により、2020年 9 月30日付で普通株式 1 株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 34(注)1
新株予約権の数(個)	43
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,000(注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)2、6
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から2030年7月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3、4
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日の前月末現在における付与対象者の区分及び人数は、当社従業員28名となっております。
2. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。  

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割} \cdot \text{併合} \cdot \text{無償割当の比率}$$
 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。  
 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。  
 上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえで、行使価額の調整を適切に行うものとする。  
 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。  
 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。  
 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。  
 「4. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
4. 新株予約権の取得条項  
 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。  
 a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。  
 b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。  
 c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。  
 d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。  
 e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
 f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。  
 g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
5. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の

新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a . 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
  - b . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - c . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
  - d . 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注) 2 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
  - e . 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第 1 項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - f . 交付する新株予約権の行使の条件  
(注) 3 に準じて決定する。
  - g . 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
  - h . 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
  - i . 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。
- 6 . 2020年 9 月14日開催の取締役会決議により、2020年 9 月30日付で普通株式 1 株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第8回新株予約権

決議年月日	2021年8月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4, 当社従業員 37
新株予約権の数(個)	650
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 65,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,007(注)1、5
新株予約権の行使期間	2024年9月14日から2031年9月13日まで
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年12月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在(2022年2月28日)において、これらの事項に変更はないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 / 分割・併合・無償割当の比率

上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。

前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。

2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場(国内外を問わず)に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。

「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。

3. 新株予約権の取得条項

次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。

- 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。

4. 当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第八号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- b . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- c . 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
- d . 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
(注) 1 に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
- e . 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第 1 項第八号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- f . 交付する新株予約権の行使の条件  
(注) 2 に準じて決定する。
- g . 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- h . 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない
- i . 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。



【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2017年2月24日 (注)1	A種優先株式 1,200	普通株式 6,000 A種優先株式 1,200	120,000	180,000	120,000	120,000
2017年3月17日 (注)2	普通株式 225	普通株式 6,225 A種優先株式 1,200	22,500	202,500	22,500	142,500
2020年8月11日 (注)3	普通株式 1,200 A種優先株式 1,200	普通株式 7,425	-	202,500	-	142,500
2020年9月30日 (注)4	普通株式 7,417,575	普通株式 7,425,000	-	202,500	-	142,500
2020年12月14日 (注)5	普通株式 1,000,000	普通株式 8,425,000	404,800	607,300	404,800	547,300
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)6	普通株式 7,000	普通株式 8,432,000	700	608,000	700	548,000

- (注)1. 有償第三者割当増資 A種優先株式 1,200株  
割当先 ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合  
ジャフコSV5スター投資事業有限責任組合  
発行価格 200,000円  
資本組入額 100,000円
2. 有償第三者割当増資 普通株式 225株  
割当先 中京テレビ放送株式会社  
株式会社DGインキュベーション  
火浦 俊彦  
馬上 英実  
発行価格 200,000円  
資本組入額 100,000円
3. 2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株、を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。
4. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったものであります。
5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集) 普通株式 1,000,000株  
発行価格 880円  
引受価額 809.6円  
資本組入額 404.8円
6. 2021年1月1日から2021年12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が7,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ700千円増加しております。
7. 2021年12月31日から本書提出日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ100千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	4	17	61	17	4	3,891	3,994	-
所有株式数(単元)	-	4,053	2,794	9,017	5,100	5	63,327	84,296	2,400
所有株式数の割合(%)	-	4.81	3.31	10.70	6.05	0.01	75.12	100.00	-

(注) 自己株式24株は、「単元未満株式の状況」に24株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
加藤 厚史	岐阜県羽島郡笠松町	3,425,000	40.62
株式会社スターフロンツ	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目6-33	600,000	7.12
ジャフコSV5共有投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門1丁目23-1	498,900	5.92
大西 泰平	愛知県名古屋市中区	405,000	4.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	340,800	4.04
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	281,900	3.34
株式会社ライフワーク	愛知県名古屋市中区栄3丁目2-3	200,000	2.37
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋1丁目13-1)	184,900	2.19
安田 英俊	東京都東村山市	79,000	0.94
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	75,751	0.90
計	-	6,091,251	72.24

(注) 1. 第1位の加藤厚史氏は、第2位の株式会社スターフロンツの所有株式を実質的に保有しております。

2. 2021年9月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ジャフコグループ株式会社が2021年8月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記の大株主の状況では考慮しておりません。なお、当該報告書の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
ジャフコグループ株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号	582,800	6.92

3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は263,900株であり、その内訳は、投資信託設定分263,900株となっております。

(7)【議決権の状況】  
【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,429,600	84,296	(注)1
単元未満株式	普通株式 2,400	-	-
発行済株式総数	8,432,000	-	-
総株主の議決権	-	84,296	-

- (注)1. 普通株式の内容については「1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しています。  
2. 「単元未満株式」の欄の普通株式には、自己保有株式が次のとおり含まれております。  
株式会社スタメン 24株

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	24	35,520
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取りによる取得であります。

2. 当期間における取得自己株式には2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	24	-	24	-

(注) 当期間における保有自己株式には2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の1つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく所存であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期は未定であります。内部留保資金につきましては、財務体質を考慮しつつ今後の事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本方針としており、その他年1回中間配当を行うことが出来る旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款で定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

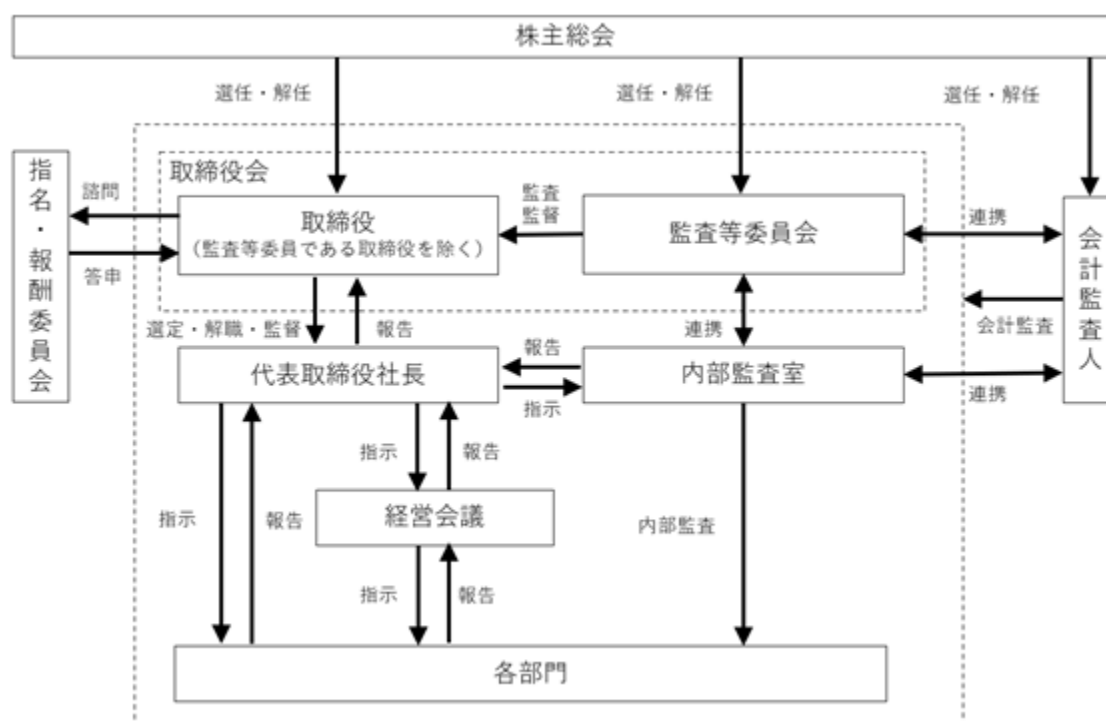
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と社会への貢献を目指していく中で、迅速かつ透明性ある意思決定を行っていくことが重要であると認識しております。その認識のもと、企業規模の拡大に合わせた意思決定体制の構築、及び経営陣・全社員へのコンプライアンスの徹底を行い、株主、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに対する利益の最大化を図ります。

企業統治の体制及びその体制を採用する理由

当社は、経営の監督機能を強化と迅速かつ効率的な意思決定を両立していくため、2022年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し、監査法人と連携するとともに、日常的に業務を監査する役割として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能となると判断し、この体制を採用しております。また、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会を設置することにより、指名・報酬等に関する決定プロセスの透明性及び客観性の担保に努めております。

当社の企業統治の体制と各機関等の内容は以下のとおりであります。



#### イ．取締役及び取締役会

本書提出日現在、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となっており、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

取締役会は、代表取締役 加藤厚史が議長を務め、取締役 大西泰平、小林一樹、満沢将孝、森山裕平、松谷勇史朗、中谷奈緒美、及び社外取締役 杉村和哉、村瀬敬太の9名で構成し、原則毎月1回、経営に関する重要事項の決定、業務執行の監督及び法定事項の決議等を行っております。また、適切かつ迅速な意思決定を行っていくために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

#### ロ．監査等委員である取締役及び監査等委員会

本書提出日現在、監査等委員会は常勤監査等委員 中谷奈緒美が議長を務め、非常勤監査等委員 杉村和哉、村瀬敬太の2名で構成されています。監査等委員会は、毎月1回の開催を原則としており、内部統制システムやリスク管理等について意見交換を行いながら、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監査を行っております。さらに、監査等委員である取締役は取締役会や経営会議等、社内の重要会議への出席のほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役員への質問等の監査手続を通じて、取締役の職務の執行を含む日常的な活動の監査を行っております。

## 八．経営会議

経営会議は取締役、執行役員等により構成し、原則毎週1回、重要な経営事項について情報共有や意見交換を行い、取締役会を補佐しております。

## 二．内部監査

代表取締役社長の直轄組織として、内部監査室を設置し、業務監査を実施しております。また、内部監査室と監査等委員会、会計監査人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

## ホ．指名・報酬委員会

当社の取締役の指名、報酬等に係る決定プロセスの透明性及び客観性を担保していくため、任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、過半数を社外取締役で構成しており、取締役会の諮問に対して、答申を行うこととしております。

## ヘ．リスク管理委員会・コンプライアンス委員会

当社の経営に悪影響を及ぼすおそれのあるリスクの低減及びコンプライアンス活動に必要な情報の共有を図るため、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置しております。同委員会は、取締役、執行役員から構成されており、それぞれ四半期に1回開催しております。

## 企業統治に関するその他の事項等

### a．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

- 1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社の業務の適正を確保するために必要な体制
  - 1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」等を定める。
  - 2) 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- 2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 1) 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
  - 2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。
- 3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」や「コンプライアンス規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク管理委員会及びコンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
  - 2) 当社は、経営会議等において定期的実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
  - 3) 当社の内部監査部門は当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
- 4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
  - 2) 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
  - 3) 当社は、経営会議を原則週1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
    - 1) 当社は「関係会社管理規程」を定め、子会社における執行状況の定期報告や重要な決定事項に関する事前確認が適切になされるよう、管理を行う。
    - 2) 当社は子会社に対して「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」の周知徹底を図り、当社グループ全体のリスク管理活動及びコンプライアンス活動に関する体制整備を行う。
    - 3) 内部監査部門は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。
  6. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - 1) 当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
    - 2) 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
    - 3) 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
    - 4) 当社の監査等委員会は、当社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求する。
  7. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
    - 1) 必要に応じて、監査等委員会の職務を補助すべきスタッフとして、当社の内部監査室所属の使用人がこれを兼務する。
    - 2) スタッフの任命、解任、人事異動については、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
  8. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制
    - 1) 当社の取締役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査等委員会に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても速やかに報告を行わなければならない。
    - 2) 当社は、前項により当社の監査等委員会に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。
  9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
    - 1) 当社の監査等委員である取締役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
    - 2) 当社の監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
    - 3) 当社の監査等委員会は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。
  10. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項
    - 1) 当社は、当社の監査等委員の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。
  11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置
    - 1) 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
    - 2) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。
  12. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- b. 取締役の定数  
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨を定款に定めております。



c. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらない旨を定款に定めております。

d. 責任限定契約

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める取締役の最低責任限度額としております。

e. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の場合には填補の対象としないこととしております。

f. リスク管理体制の整備状況

当社は、企業活動を行うに当たり発生しうるリスクを回避・防止するため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定めており、それに基づき全社的なリスク管理体制の強化を図っております。

g. 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項及びその理由

1. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任について、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

2. 自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。これは、企業環境の変化に応じた機動的な経営を可能とすることを目的とするものであります。

3. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決定により定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

4. 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

h. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 8名 女性 1名 （役員のうち女性の比率 11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)

代表取締役 社長執行役員CEO	加藤 厚史	1981年4月19日生	2006年4月 中京テレビ放送株式会社入社 2008年1月 株式会社エイチーム入社 2010年10月 同社取締役 2016年1月 当社代表取締役社長 2021年10月 株式会社STAGE代表取締役社長 2022年1月 当社代表取締役社長執行役員 / CEO (現任) 2022年1月 株式会社STAGE取締役 (現任)	(注) 3	4,025,000 (注) 5
取締役 副社長執行役員COO TUNAG 事業部長	大西 泰平	1984年12月8日生	2008年4月 株式会社大広入社 2012年9月 株式会社ユニクロ入社 2014年7月 Sekai Lab Pte.Ltd.入社 2016年8月 当社取締役 2020年3月 当社取締役コーポレート本部長 2022年1月 当社取締役副社長執行役員 / COO (現任) 2022年1月 当社TUNAG事業部長 (現任)	(注) 3	405,000
取締役 常務執行役員 VPoE/CLO プロダクト企画部長	小林 一樹	1976年10月11日生	2001年4月 ヤフー株式会社入社 2006年2月 グリー株式会社入社 2008年1月 同社執行役員開発本部長 2016年8月 当社取締役CTO 2018年1月 当社プロダクト部長 2020年3月 当社常務取締役VPoE 2022年1月 当社取締役常務執行役員 / VPoE / CLO (現任) 2022年1月 当社プロダクト企画部長 (現任)	(注) 3	250,000 (注) 6
取締役 執行役員CHRO コーポレート本部長	満沢 将孝	1986年4月9日生	2009年4月 株式会社ビルディング企画入社 2016年12月 同社取締役 2018年3月 当社入社 2018年9月 当社執行役員セールスマーケティング部長 2019年9月 当社取締役TUNAG事業部長 2022年1月 当社取締役執行役員CHRO (現任) 2022年1月 当社コーポレート本部長 (現任)	(注) 3	50,000
取締役 執行役員 FANTS事業部長	森山 裕平	1985年6月23日生	2007年4月 株式会社ラビアンローゼ入社 2010年7月 株式会社ハートボックス入社 2011年7月 株式会社エイチーム入社 2018年1月 当社入社 2018年10月 当社執行役員カスタマーサクセス部長 2020年3月 当社取締役 2020年5月 当社FANTS事業部長 (現任) 2021年1月 当社取締役執行役員 (現任)	(注) 3	42,000
取締役 執行役員CTO プロダクト開発部長	松谷 勇史朗	1994年2月1日生	2017年1月 当社入社 2020年3月 当社執行役員CTO 2022年1月 当社取締役執行役員 / CTO (現任) 2022年1月 当社プロダクト開発部長 (現任)	(注) 3	20,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	中谷 奈緒美	1987年12月19日生	2010年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2018年4月 当社入社 2021年1月 当社コーポレート本部 管理部長 2021年11月 当社コーポレート本部 経営管理担当部長 2022年3月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)4	2,000
社外取締役 (監査等委員) (注)2	杉村 和哉	1985年3月23日生	2007年4月 有限責任 あずさ監査法人入所 2014年7月 杉村公認会計士事務所開所(現任) 2015年12月 シタテル株式会社入社 2016年8月 当社監査役 2017年12月 株式会社パラダイムシフト監査役(現任) 2019年8月 株式会社Authlete監査役(現任) 2022年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
社外取締役 (監査等委員) (注)2	村瀬 敬太	1988年6月10日生	2017年12月 愛知県弁護士会に弁護士登録 2017年12月 城南法律事務所 入所 2019年3月 当社監査役 2021年1月 弁護士法人御園総合法律事務所 入所(現任) 2022年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					4,794,000

- (注)1. 2022年3月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 杉村和哉、村瀬敬太は、社外取締役であります。
3. 2022年3月25日開催の定時株主総会終結のときから、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
4. 2022年3月25日開催の定時株主総会終結のときから、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の終結のときまでであります。
5. 代表取締役加藤厚史の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社スタッフロンツが保有する株式数も含んでおります。
6. 取締役小林一樹の所有株式数には、同氏の資産管理会社である株式会社ライフワークが保有する株式数も含んでおります。

#### 社外役員の状況

当社は、取締役9名のうち社外取締役2名の体制であります。社外取締役は、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで取締役会としての監督機能の向上に貢献しており、また、社外取締役の取締役会への出席は経営の客観性、透明性の確保に貢献しております。社外役員の選任に際し、独立性について当社としての具体的な基準は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案した上で選任することとしております。いずれの社外役員も当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しており、当該役員を独立役員に指定する予定であります。

独立役員として届け出る予定の2名について、杉村和哉は、公認会計士としての監査経験を通じ、企業財務や内部統制等に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。村瀬敬太は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を頂けることを期待し、選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の社外取締役は全員監査等委員であり、内部統制システムやリスク管理等について意見交換を行いながら、執行状況についての監査を行っております。当該活動において、会計監査人とは監査結果報告会への出席等により連携をはかり、内部監査人とは内部監査結果等に関する意見交換のほか、必要に応じて監査等委員会が内部監査に立ち会う等、緊密な情報交換、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は2022年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則毎月1回監査等委員会を開催し、内部統制システムやリスク管理等について意見交換を行いながら、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監査を行ってまいります。さらに、監査等委員である取締役は取締役会や経営会議等、社内の重要会議への出席のほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、取締役の職務の執行を含む日常的な活動の監査を行うとともに、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査が実効的に行われるよう努めてまいります。

なお、当事業年度においては、監査役3名（3名全て社外監査役）により構成された監査役会設置会社として、監査役監査を実施いたしました。常勤監査役1名、非常勤監査役2名が相互に連携することで効果的な監査を実施するほか、取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性・妥当性について確認する他、年間の監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役会においては、監査報告の作成、監査の方針、その他監査役の職務の遂行に関する事項の決定を主な検討事項としており、さらに意見交換や重要な書類の閲覧を通して、経営監視及び内部統制システムの状況監視、検証に努めています。また常勤監査役の活動として、必要に応じ取締役、執行役員及び各部門担当者との面談を実施して報告を受け意見交換を行うことなどにより社内の情報収集に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を監視・検証するとともに、各監査役間における情報の共有及び意思の疎通を図っております。

当事業年度において当社は16回監査役会を開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
松井 常芳	16回	16回
杉村 和哉	16回	16回
村瀬 敬太	16回	16回

内部監査の状況

内部監査室を設置し、専任の担当者1名により内部監査を実施しております。年間の監査計画に従い、書類の閲覧やインタビュー等を通じて法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施しております。監査結果については代表取締役、監査等委員会及び被監査部門に速やかに報告しております。また、内部監査担当者は監査等委員会及び監査法人と定期的に情報交換を実施しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 奥谷 浩之

業務執行社員 大橋 敦司

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 7名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定及び評価に関して、監査法人の規模や実績、審査体制及び具体的な監査実施要領や費用について、総合的に判断して選定を行っております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、事前の監査計画、監査実施体制等の妥当性を基準として、評価を実施しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
15,200	(注) 1,000	16,000	-

(注) 当社における非監査業務の内容は、東京証券取引所マザーズ市場上場に係るコンフォートレターの作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)  
該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針  
当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を助案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2020年12月14日開催の定時取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議し、2022年2月14日開催の取締役会において当該決定方針を改定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

上記改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主価値と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とする事を基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、役割と責任に応じて定めた固定報酬（基本報酬）及び非金銭報酬としての株式報酬で構成するものとする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み基本報酬のみとする。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は金銭報酬とし、その具体額については株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度に応じて、当社の業績、他社水準等の指標を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の個人別の報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、ストック・オプションとしての新株予約権とし、株主総会決議により承認された報酬限度額の範囲内で、役位、担当職務、貢献度のほか、当該取締役の基本報酬額、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 固定報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、担当職務、貢献度のほか、当社の業績、当社株式の保有数等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

e. 取締役に対し報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

基本報酬については毎月支給するものとし、ストック・オプションとしての新株予約権については、株主総会決議の範囲内で取締役会において詳細を決議し、支給するものとする。

f. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各役員の報酬額は、独立社外取締役が出席する取締役会から授権された代表取締役が決定する。なお、決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を社外取締役及び社外監査役に提示し、社外取締役において会社の業績及び経済情勢等を勘案して妥当性を検証し、監査役会は決定プロセスを確認するものとする。

また、翌事業年度における報酬額の決定にあたっては、代表取締役が策定した報酬案を、過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会に諮問し、答申を得たうえで、取締役会から授権された代表取締役が決定するものとします。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日及び当該決議の内容は以下のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年3月25日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されており、監査等委員である取締役の報酬額は2022年3月25日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

また、2022年3月25日開催の定時株主総会において、上記の報酬額とは別額で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	76,557	74,160	-	2,397	5
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	11,280	11,280	-	-	4

(注) 1. 当社は2022年3月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の金銭報酬の額は、2020年3月24日開催の第4回定時株主総会において年額200百万円以内（うち、社外取締役年額10百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 非金銭報酬等の内容はストック・オプションとしての新株予約権であり、金銭報酬とは別枠で、2021年3月25日開催の第5回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）であり、当事業年度における費用計上額は2,397千円となります。当該ストック・オプションとしての新株予約権の内容及びその交付状況は、「(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年3月19日開催の第3回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役加藤厚史氏に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、決定にあたっては上記決定方針に沿って、社外取締役による妥当性の検証及び監査役会による決定プロセスの確認を行っております。

#### 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は保有株式が存在しないため、記載すべき事項はありません。

##### 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

##### 保有目的が純投資目的である投資株式

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式を保有していないため、該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は2021年10月に子会社である株式会社STAGEを設立いたしました。が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適切に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、その他会計専門家からの情報共有、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーへの参加などを通じて積極的な情報収集活動に努めております。



## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,291,490	1,185,780
売掛金	14,874	41,858
前払費用	15,322	28,547
その他	13,241	4,967
流動資産合計	1,334,929	1,261,154
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,744	22,947
減価償却累計額	15,339	17,437
建物(純額)	405	5,509
構築物	441	441
減価償却累計額	441	441
構築物(純額)	0	0
工具、器具及び備品	12,108	16,176
減価償却累計額	8,389	11,850
工具、器具及び備品(純額)	3,719	4,325
建設仮勘定	-	11,781
有形固定資産合計	4,124	21,616
無形固定資産		
ソフトウェア	1,059	81
無形固定資産合計	1,059	81
投資その他の資産		
関係会社株式	-	5,000
繰延税金資産	4,051	18,463
長期前払費用	-	436
その他	59,647	54,140
投資その他の資産合計	63,698	78,041
固定資産合計	68,882	99,738
資産合計	1,403,812	1,360,893

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金	10,000	-
未払金	18,769	27,066
未払費用	37,561	57,577
未払法人税等	13,716	15,816
前受金	202,208	250,271
預り金	9,408	15,289
資産除去債務	-	2,289
その他	66,388	35,707
流動負債合計	358,052	404,017
固定負債		
長期借入金	155,974	25,010
資産除去債務	4,290	4,307
固定負債合計	160,264	29,317
負債合計	518,317	433,335
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	607,300	608,000
資本剰余金		
資本準備金	547,300	548,000
資本剰余金合計	547,300	548,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	269,105	232,302
利益剰余金合計	269,105	232,302
自己株式	-	35
株主資本合計	885,494	923,662
新株予約権	-	3,895
純資産合計	885,494	927,557
負債純資産合計	1,403,812	1,360,893

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	620,719	913,801
売上原価	118,042	192,627
売上総利益	502,676	721,173
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	166,125	221,482
役員報酬	67,940	85,440
広告宣伝費	94,584	168,577
減価償却費	5,783	3,503
その他	146,840	208,544
販売費及び一般管理費合計	481,273	687,547
営業利益	21,402	33,626
営業外収益		
受取利息	3	8
助成金収入	124	151
受取手数料	81	154
その他	2	15
営業外収益合計	210	330
営業外費用		
支払利息	1,150	1,105
株式交付費	7,189	-
上場関連費用	6,056	-
営業外費用合計	14,395	1,105
経常利益	7,217	32,851
税引前当期純利益	7,217	32,851
法人税、住民税及び事業税	6,351	10,460
法人税等調整額	3,346	14,412
法人税等合計	3,004	3,951
当期純利益	4,212	36,802

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
		金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
当期仕入高		1,176	1.0	1,012	0.5
労務費		81,926	69.4	135,976	70.6
経費		34,940	29.6	55,638	28.9
小計		118,042	100.0	192,627	100.0
期首商品たな卸高		-		-	
合計		118,042		192,627	
期末商品たな卸高		-		-	
当期売上原価		118,042		192,627	

(注) 主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
インターネット関連費用(千円)	23,960	44,168
外注費(千円)	4,656	4,128

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	202,500	142,500	142,500	273,317	273,317	71,682	71,682
当期変動額							
新株の発行	404,800	404,800	404,800			809,600	809,600
当期純利益				4,212	4,212	4,212	4,212
当期変動額合計	404,800	404,800	404,800	4,212	4,212	813,812	813,812
当期末残高	607,300	547,300	547,300	269,105	269,105	885,494	885,494

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	607,300	547,300	547,300	269,105	269,105	-	885,494	-	885,494
当期変動額									
新株の発行	700	700	700				1,400		1,400
当期純利益				36,802	36,802		36,802		36,802
自己株式の取得						35	35		35
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								3,895	3,895
当期変動額合計	700	700	700	36,802	36,802	35	38,167	3,895	42,063
当期末残高	608,000	548,000	548,000	232,302	232,302	35	923,662	3,895	927,557

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	7,217	32,851
減価償却費	8,453	6,538
株式報酬費用	-	3,895
受取利息	3	8
支払利息	1,150	1,105
株式交付費	7,189	-
売上債権の増減額(は増加)	7,233	26,983
前払費用の増減額(は増加)	8,589	12,860
仕入債務の増減額(は減少)	55	-
未払金の増減額(は減少)	6,589	8,296
未払費用の増減額(は減少)	8,231	20,046
未払消費税等の増減額(は減少)	4,660	1,984
前受金の増減額(は減少)	33,941	48,063
その他の増減額	8,777	17,650
小計	70,330	100,578
利息の受取額	3	8
支払利息の支払額	1,189	1,097
法人税等の支払額	1,843	8,043
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,300	91,446
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	-	650,000
関係会社株式の取得による支出	-	5,000
有形固定資産の取得による支出	3,115	20,742
差入保証金の差入による支出	40,532	6,622
差入保証金の回収による収入	2,608	7,496
投資活動によるキャッシュ・フロー	41,039	674,868
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	10,000	10,000
長期借入れによる収入	180,000	-
長期借入金の返済による支出	21,342	163,652
ストックオプションの行使による収入	-	1,400
自己株式の取得による支出	-	35
株式の発行による収入	803,708	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	972,366	172,287
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	998,627	755,709
現金及び現金同等物の期首残高	292,862	1,291,490
現金及び現金同等物の期末残高	1,291,490	535,780

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1年～6年

構築物 3年

工具、器具及び備品 2年～6年

無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 収益及び費用の計上基準

月額利用料金

顧客との契約期間の経過に応じて収益を認識する方式を採用しております。

初期導入料金

クラウド上でサービスが提供可能となったことを顧客が確認した時点で収益を認識する方法を採用しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続を新たに開示しております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 18,463千円

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得、将来加算一時差異の解消スケジュールに基づき、回収可能性を判断した上で繰延税金資産の計上を行っております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響については、依然として不透明な状況が続いておりますが、当社の事業環境は概ね正常化しており、現時点においては重要な影響はないものと判断して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確実性が高く、同感染症拡大に伴う影響を含めた今後の経営環境の変化等によっては、翌事業年度において、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及び繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

収益認識に関する会計基準等

・「収益認識に関する会計基準」

(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」

(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」

(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされており

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり

時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」  
(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」  
(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」  
(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準 (IFRS) においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされており

2. 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり



(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行9行(前事業年度は3行)と当座貸越契約を提携しております。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
当座貸越極度額の総額	160,000千円	760,000千円
借入実行残高	10,000	-
差引額	150,000	760,000

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注) 2、3	6,225	8,418,775	-	8,425,000
A種優先株式 (注) 1	1,200	-	1,200	-
合計	7,425	8,418,775	1,200	8,425,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式 (注) 1	-	1,200	1,200	-
合計	-	1,200	1,200	-

(注) 1. 2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。

2. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

3. 普通株式の発行済株式総数の増加8,418,775株は、A種優先株式の取得事由の発生に伴う交付による増加1,200株、株式分割による増加7,417,575株、公募による新株の発行による増加1,000,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	8,425,000	7,000	-	8,432,000
合計	8,425,000	7,000	-	8,432,000
自己株式				
普通株式（注）2	-	24	-	24
合計	-	24	-	24

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加7,000株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の増加24株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	3,895
	合計	-	-	-	-	-	3,895

（注）ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	1,291,490千円	1,185,780千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	650,000
現金及び現金同等物	1,291,490	535,780

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取り組み方針

当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入及び新株の発行により調達しております。また、資金運用に関しては、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用することを基本としており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、預入先の信用リスクに晒されております。営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。未払金、未払法人税等は1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。長期借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスクの管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行っております。

(b) 流動性リスク

当社は、適時に資金繰り計画を作成するなどの方法により流動性リスクを管理しています。

(c) 市場リスク

当社は、変動金利による借入金について、定期的に金利の動向を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2020年12月31日)

単位(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	1,291,490	1,291,490	-
売掛金	14,874	14,874	-
資産計	1,306,365	1,306,365	-
短期借入金	10,000	10,000	-
未払金	18,769	18,769	-
未払法人税等	13,716	13,716	-
預り金	9,408	9,408	-
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	198,658	198,565	92
負債計	250,552	250,460	92

当事業年度(2021年12月31日)

単位(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	1,185,780	1,185,780	-
売掛金	41,858	41,858	-
資産計	1,227,639	1,227,639	-
短期借入金	-	-	-
未払金	27,066	27,066	-
未払法人税等	15,816	15,816	-
預り金	15,289	15,289	-
長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金を含む)	35,006	34,959	46
負債計	93,178	93,132	46

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、並びに売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

短期借入金、未払金、未払法人税等、並びに預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
関係会社株式(非上場株式)	-	5,000

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,291,490	-	-	-
売掛金	14,874	-	-	-
合計	1,306,365	-	-	-

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,185,780	-	-	-
売掛金	41,858	-	-	-
合計	1,227,639	-	-	-

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,684	82,684	34,304	26,004	12,982	-
合計	42,684	82,684	34,304	26,004	12,982	-

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	9,996	5,018	-	-
合計	9,996	9,996	9,996	5,018	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上原価	-	515
販売費及び一般管理費	-	3,380

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員8名	当社取締役2名、当社従業員12名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 16,000株	普通株式 190,000株
付与日	2017年5月30日	2018年3月26日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2019年6月1日から 2027年5月24日まで	2020年3月27日から 2028年3月26日まで

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員5名	当社従業員8名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 45,000株	普通株式 55,000株
付与日	2018年8月6日	2018年12月17日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2020年8月6日から 2028年8月5日まで	2020年8月6日から 2028年8月5日まで

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員32名	当社従業員15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 50,000株	普通株式 50,000株
付与日	2019年4月22日	2019年8月13日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年3月25日から 2029年3月24日まで	2021年3月25日から 2029年3月24日まで

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 34名	当社取締役4名、当社従業員37名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)2	普通株式 50,000株	普通株式 65,000株
付与日	2020年7月13日	2021年9月13日
権利確定条件	(注)1	(注)1
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年7月14日から 2030年7月13日まで	2024年9月14日から 2031年9月13日まで

(注)1. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」の「新株予約権の行使条件」に記載しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。



(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2021年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	6,000	168,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	6,000	168,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	6,000	168,000
権利行使	-	5,000
失効	-	-
未行使残	6,000	163,000

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	45,000	55,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	45,000	55,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	45,000	55,000
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	45,000	55,000

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	46,000	48,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	46,000	48,000
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	46,000	48,000
権利行使	2,000	-
失効	3,000	-
未行使残	41,000	48,000

	第7回ストック・オプション	第8回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	49,000	-
付与	-	65,000
失効	6,000	-
権利確定	-	-
未確定残	43,000	65,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式に換算して記載しております。

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	200
行使時平均株価 (円)	-	878
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	200

	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	200
行使時平均株価 (円)	872	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

	第7回ストック・オプション	8回ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	200	1,007
行使時平均株価 (円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	539

(注) 2020年9月30日付株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

- (1) 第1回から第7回までのストック・オプション付与時点において当社は未公開企業であったため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、類似会社比準価額方式及びDCF法等の結果を総合的に勘案して決定しております。
- (2) 第8回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法      ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性(注)1	63.29%
予想残存期間(注)2	6.51年
配当利回り(注)3	0%
無リスク利率(注)4	-0.084%

(注) 1. 当社は上場後2年に満たないため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 新株予約権の割当日から権利行使期間の中間点までの期間であります。

3. 当社は配当の実績がありませんので、2021年12月期の1株当たりの配当予想額に基づき見積っております。

4. 各評価基準日における予想残存期間に対応する国債利回りを基礎としております。

### 4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

248,219千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

4,733千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	2,194	2,204
減価償却費	1,113	1,353
資産除去債務	1,313	2,019
未払費用	-	130
税務上の繰越欠損金(注)2	78,182	72,346
繰延税金資産小計	82,803	78,054
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	76,363	57,055
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,320	2,005
評価性引当額小計(注)1	78,683	59,060
繰延税金資産合計	4,119	18,993
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	68	530
繰延税金負債合計	68	530
繰延税金資産の純額	4,051	18,463

(注)1. 評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少であります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	600	77,582	78,182
評価性引当額	-	-	-	-	-	76,363	76,363
繰延税金資産(2)	-	-	-	-	600	1,218	1,818

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当事業年度(2021年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	72,346	72,346
評価性引当額	-	-	-	-	-	57,055	57,055
繰延税金資産(2)	-	-	-	-	-	15,290	15,290

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%	0.1%
株式報酬費用	-	3.6%
住民税均等割	58.7%	14.2%
評価性引当額の増減	48.4%	59.7%
その他	0.4%	0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.6%	12.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社オフィス、大阪オフィス及び鎌倉オフィスの不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年と見積り、割引率は 0.14% ~ 0.12% を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
期首残高	4,295千円	4,290千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	2,309
時の経過による調整額	5	3
期末残高	4,290	6,597

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社は、エンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。なお、当事業年度より、従来「エンゲージメント経営プラットフォーム事業」としていた報告セグメントの名称を「エンゲージメントプラットフォーム事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社は、エンゲージメントプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産の金額がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。



【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	105.10円	109.54円
1株当たり当期純利益	0.56円	4.37円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	0.54円	4.20円

- (注) 1. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 当社株式は、2020年12月15日に東京証券取引所マザーズに上場したため、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から前事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	4,212	36,802
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	4,212	36,802
普通株式の期中平均株式数(株)	7,474,180	8,426,301
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	343,409	333,683
(うち新株予約権(株))	(343,409)	(333,683)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	2021年8月13日開催の取締役会決議による第8回新株予約権 新株予約権の数 650個 (普通株式 65,000株)

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	885,494	927,557
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	3,895
(うち新株予約権(千円))	(-)	(3,895)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	885,494	923,662
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	8,425,000	8,431,976

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	15,744	7,203	-	22,947	17,437	2,098	5,509
構築物	441	-	-	441	441	-	0
工具、器具及び備品	12,108	4,068	-	16,176	11,850	3,461	4,325
建設仮勘定	-	11,781	-	11,781	-	-	11,781
有形固定資産計	28,294	23,052	-	51,346	29,730	5,560	21,616
無形固定資産							
ソフトウェア	4,888	-	-	4,888	4,807	977	81
無形固定資産計	4,888	-	-	4,888	4,807	977	81

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定	本社移転に伴う新本社の空調設備工事等	11,781千円
建物	鎌倉支社内装工事	6,656千円
工具、器具及び備品	パソコン(18台)	3,102千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	10,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	42,684	9,996	0.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	155,974	25,010	0.7	2023年～2025年
合計	208,658	35,006	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	9,996	9,996	5,018	-

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	535,780
定期預金	650,000
小計	1,185,780
合計	1,185,780

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社資生堂	4,400
自治労茅ヶ崎市職員労働組合	2,288
株式会社ワイドレジャー	1,980
株式会社八芳園	1,900
株式会社KDC	1,815
その他	29,474
合計	41,858

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
14,874	270,750	243,766	41,858	85.3	38.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

流動負債  
 イ．前受金

相手先	金額(千円)
京都信用金庫	10,032
ジェーシービー従業員組合	7,128
株式会社東栄住宅	6,600
株式会社Francfranc	6,352
株式会社杉孝グループホールディングス	3,762
その他	216,396
合計	250,271

固定負債  
 イ．長期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社愛知銀行	25,010
合計	25,010

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	196,201	416,033	649,766	913,801
税引前四半期(当期)純利益 (千円)	364	5,200	16,706	32,851
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失( )(千円)	1,067	1,498	8,970	36,802
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( )(円)	0.13	0.18	1.06	4.37

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 四半期純損失( )(円)	0.13	0.30	0.89	3.30

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の末日の翌日から3か月以内
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り(注)	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに記載しており、そのアドレスは以下の通りです。 公告掲載URL <a href="https://stmn.co.jp/">https://stmn.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は次に掲げる権利以外の権利を行使することはできません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第5期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月26日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第5期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）2021年3月26日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第6期第1四半期（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）2021年5月14日東海財務局長に提出

第6期第2四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月13日東海財務局長に提出

第6期第3四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月12日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年2月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社スタメン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 浩之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大橋 敦司  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2021年1月1日から2021年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタメンの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

エンゲージメントプラットフォーム事業に関する売上高の期間帰属の適切性及び実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社スタメンは、エンゲージメントプラットフォーム事業の単一事業であり、2021年12月期において913,801千円の売上高を計上している。当該売上高は、クラウド上で提供するサービスの対価を利用期間に応じて受領するサブスクリプションモデルを採用した顧客のアカウント数やオプションに応じた月額利用料金及びサービス提供を開始するための初期導入料金から構成されている。</p> <p>売上高は【注記事項】（重要な会計方針）に記載のとおり、実現主義の原則に基づいて次のように計上されている。月額利用料金は顧客との契約期間の経過に応じて売上が認識され、初期導入料金はクラウド上でサービスが提供可能となったことを顧客が確認した時点で売上が認識される。</p> <p>月額利用料金や初期導入料金の売上の認識にあたっては、主に以下の理由から、月額利用料金及び初期導入料金が不適切な会計期間に売上計上されるリスク及び架空の売上高が計上されるリスクが存在する。</p> <p>持続的な成長を目指していくため、主な経営指標として売上高、営業利益を特に重視しており、また、エンゲージメントプラットフォーム事業はBtoB・SaaS・サブスクリプション型のビジネスモデルであるため、KPI（Key Performance Indicators）として、利用企業数・運用サロン数、利用企業・運用サロンの平均月額収益、売上高ストック比率等を重要指標として運営している。</p> <p>株式会社スタメンの収益モデルは、サービスが継続して利用されることで収益が積み上がっていくストック型のビジネスモデルであるが、収益を積み上げていくために費用が先行して計上されるという特徴があり、売上高を每期拡大させていくことを目標としている。</p> <p>株式会社スタメンがクラウド上で提供するサービスは無形であるため、取引の実態やサービス提供内容について顧客が合意した時点について物理的に把握することが困難である。</p> <p>新規顧客及び既存顧客が多数存在し、既存顧客は毎年サービス提供の更新が行われている一方、顧客管理においては手作業により売上計上日を特定しているため、売上計上日を誤るリスクが存在する。</p> <p>一括で月額利用料金を収受する取引先が多く、前受金が多額に計上されており、前受金を利用したサービス提供に基づかない売上高が計上されるリスクが存在する。</p> <p>以上から、当監査法人は、エンゲージメントプラットフォーム事業に関する売上高の期間帰属の適切性及び実在性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、エンゲージメントプラットフォーム事業に関する売上高の期間帰属の適切性及び実在性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価 販売に関する売上高の認識プロセスに関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <p>販売部門とは独立した部門の担当者が、売上高の認識時点とクラウド上でサービスが提供可能となったことを顧客が確認した時点が分かる証憑、契約期間が記載されたサービス申込証憑を照合する統制</p> <p>管理部門において、売上管理、入金管理を行っている資料から、売掛金及び前受金残高の理論値を算出し、理論値と実際計上額との差異の把握及び差異内容について原因調査を行う統制</p> <p>(2) 適切な期間に売上計上されているか否かの検討 売上高が適切な会計期間に認識されているか否かを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>決算月に売上が計上されている初期導入料金について、クラウド上でサービスが提供可能となったことを顧客が確認した時点が分かる証憑と売上計上日とを照合した。</p> <p>決算月に初めて売上計上されている月額利用料金について、当該顧客の契約期間が記載されたサービス申込証憑の契約開始日と売上計上日とを照合した。</p> <p>(3) 売上高がサービス提供の事実に基づき計上されているか否かの検討 売上高がサービス提供の事実に基づき計上されているか否かを検討するため、以下を含む監査手続を実施した。</p> <p>期末における売掛金及び前受金残高の理論値を算出し、実際計上額との差異を把握し、差異のある取引先残高について差異原因が合理的な理由であるかどうかを確認した。</p> <p>顧客からの入金の事実に基づかない前受金計上が行われていないかどうかを確認した。</p>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。